

令和5年9月15日

建設工事業者様

契約検査課長

島田市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領の制定及び
島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の一部改正について（通知）

このことについて要領の制定及び関連する要領の一部改正を行いましたので通知します。

記

1 概要

(1) 理由

ダンピング受注は、工事等の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因になるなど、建設工事等の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これらを防止する必要があります。

本市においては、低入札価格調査制度によりダンピング受注の防止を図ってきましたが、更なるダンピング受注の防止の徹底を図りたく、新たに最低制限価格制度を導入しました。

(2) 概要

従前	10月1日以降	
低入札価格調査制度	最低制限価格制度(新)	低入札価格調査制度
・競争入札による予定価格130万円を超える工事が対象	・競争入札による予定価格130万円を超え5,000万円未満の工事が対象	・競争入札による予定価格5,000万円以上の工事が対象 ・総合評価落札方式の工事が対象 ・競争入札による解体工事が対象

2 施行日

令和5年10月1日（10月1日以降公告される入札が対象で、10月19日入札執行分から適用）

契約・検査担当
内線700-9610
外線 36-7220